



地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和7年6月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6 年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3 月5日保医発0305第8号)の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」(令和6年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について
- 別添4 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和6年3月5日保医発0305 第11号)の一部改正について
- 別添5 「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号) の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第3部第1節第1款D004-2 (15) の次に次を加える。
  - (16) RAS 遺伝子野生型の治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌における DNA メチル化検出検査は、当該疾患における治療薬の選択の補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、リアルタイム PCR 法により DNA メチル化状態の検出を行った場合に、本区分の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用し、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。
- 2 別添1の第2章第3部第3節D206 (7)の次に次を加える。
  - (8) 急性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有する患者又は慢性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有し、かつ糖尿病、慢性腎臓病、高コレステロール血症のうちいずれか2つ以上を満たす患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、血管内近赤外線分光法検査を行った場合に、本区分「注3」の所定点数を準用して算定する。なお、血管内超音波装置、血管内光断層撮影又は血管内近赤外線分光法検査を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定できる。
- 3 別添1の第2章第10部第1節第9款K703-2の次に次を加える。
  - K705 膵嚢胞胃(腸)バイパス術

関連学会の定める適正使用指針を遵守し、消化器用瘻孔形成補綴材留置システムを用いて、経胃又は経十二指腸的に内視鏡下胆嚢ドレナージ術を実施した場合は、本区分の「1」の所定点数を準用して算定する。

- 4 別添1の第2章第10部第1節第11款K841-2(3)を次のように改める。
  - (3) ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザ(グリーンレーザ)、ダイオードレー ザ又は光ファイバレーザによる経尿道的前立腺蒸散術を行った場合には、 「1」に掲げる所定点数を算定する。
- 5 別添1の第2章第10部第1節第13款第3節K939(4)の次に次を加える。
  - (5) 区分番号K558、K567の3、K576の1、 K576の2、K579-2の2、K580の2、K582の3、K583の1、K583の3、 K584の2、K585及びK587に掲げる手術に当たって、関連学会の 定める対象疾患の選定指針に合致する先天性心疾患患者に対し、マルチスラ

イスCT画像情報を基に作製された実物大心臓 3 Dモデルによる手術計画立案の支援を行った場合に、区分番号「K939」画像等手術支援加算の「2」実物大臓器立体モデルによるものの所定点数の9回分を合算した点数を準用して算定する。なお、診療報酬明細書の摘要欄に医学的な必要性を記載すること。

# 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (令和6年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

- 1 Iの3の007(2)の次に次を加える。
  - (3) 近赤外線分光法機能付は、急性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有する患者又は慢性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有し、かつ糖尿病、慢性腎臓病、高コレステロール血症のうちいずれか2つ以上を満たす患者に対し、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、算定できる。
- 2 Iの3の230の次に次を加える。
  - 231 消化器用瘻孔形成補綴材留置システム 消化器用瘻孔形成補綴材留置システムは、関連学会の定める適正使用指針を 遵守して使用した場合に限り算定できる。
- 3 Iの3の231の次に次を加える。
  - 232 鉱物由来非吸収性局所止血材
    - (1) 鉱物由来非吸収性局所止血材は、消化器内視鏡的止血術において、関連 学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。 な お、使用に当たっては、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記 載すること。
    - (2) 鉱物由来非吸収性局所止血材は、1回の手術に対し原則として 20g まで 算定できる。1回の手術で 20g を超える量を使用する場合は、その医学的 必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
    - (3) 鉱物由来非吸収性局所止血材は、消化器内視鏡検査(生検を実施する場合を含む。)において使用した場合は算定できない。
    - (4) デリバリーシステムの費用は本区分の材料価格に含まれる。

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う 特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」 (令和6年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

1 別紙1を次に改める。

## (別紙1)

## 材料料

## M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料(1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

#### 1 間接法

1 間接法	
(1) メタルコアを用いた場合	
イ 大臼歯	99 点
ロ 小臼歯・前歯	62 点
(2) ファイバーポストを用いた場合	
イ 大臼歯	27 点
ロー小臼歯・前歯	15 点
2 直接法	
(1) ファイバーポストを用いた場合	
イ 大臼歯	27 点
ロー小臼歯・前歯	15 点
(2) その他の場合	
イ 大臼歯	33 点
ロー小臼歯・前歯	21 点
(ファイバーポスト)	
1本につき	61 点
M005 装着	
1 歯冠修復物(1個につき)	
(1) 歯科用合着・接着材料 I	
イーレジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	38 点
ログラスアイオノマー系	
a 標準型	10 点
b 自動練和型	12 点
② 歯科用合着・接着材料Ⅱ	12 点
③ 歯科用合着・接着材料Ⅲ	4 点
2 仮着(1 歯につき)	4 点
3 口腔内装置等の装着の場合(1歯につき)	
(1) 歯科用合着・接着材料 I	
イーレジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	38 点
ログラスアイオノマー系	
a 標準型	10 点
b 自動練和型	12 点
② 歯科用合着・接着材料Ⅱ	12 点
(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン	4 点

M009 充填(1 窩洞につき)	
1 歯科充填用材料 I	
(1) 複合レジン系	
イ 単純なもの	11 点
ロー複雑なもの	29 点
(2) グラスアイオノマー系	
イー標準型	
a 単純なもの	8点
b 複雑なもの	21 点
口 自動練和型	
a 単純なもの	9 点
b 複雑なもの	23 点
2 歯科充填用材料 Ⅱ	
(1) 複合レジン系	
イー単純なもの	4 点
ロー複雑なもの	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イー標準型	
a 単純なもの	3 点
b 複雑なもの	8 点
ロー自動練和型	
a 単純なもの	6 点
b 複雑なもの	17 点
M010 金属歯冠修復(1個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) インレー	
複雑なもの	1,884 点
(2) 4分の3冠	2,355 点
2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	397 点
b 複雑なもの	733 点
ロ 5分の4冠	923 点
ハー全部金属冠	1,161 点
(2) 小臼歯・前歯	
イインレー	
a 単純なもの	270 点
b 複雑なもの	537 点
ロ 4分の3冠	663 点
ハ 5分の4冠	663 点
二 全部金属冠	831 点
3 銀合金	
(1) 大臼歯	
イインレー	

a 単純なもの	26 点
b 複雑なもの	46 点
ロ 5分の4冠	59 点
ハー全部金属冠	73 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	10 /M
イ インレー	
a 単純なもの	17 点
b 複雑なもの	34 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	42 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	42 点
ニー全部金属冠	53 点
ー 王印並属心 M010-2 チタン冠 (1 歯につき)	
M010-2 サダン型 (1 歯につき) M010-3 接着冠 (1 歯につき)	66 点
	ссэ <b>Б</b>
(1) 前歯	663 点
(2) 小臼歯 (3) 大臼歯	663 点
	923 点
2 銀合金	40 占
(1) 前歯	42 点
(2) 小臼歯	42 点
(3) 大臼歯 M010-4 根面被覆(1歯につき)	59 点
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 金銀パノンリム (金 12 70以上) イ 大臼歯	397 点
ロー・小臼歯・前歯	270 点
(2) 銀合金	210 流
イ大臼歯	26 点
ロー・小臼歯・前歯	17 点
2 レジン充填によるもの	11 点
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	11 ///
イー標準型	8点
ロー自動練和型	9点
M011 レジン前装金属冠(1歯につき)	3 点
MOII レジン前級金属地(I 圏につさ) 1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	1 025 占
2 銀合金を用いた場合	1, 035 点 118 点
M011-2 レジン前装チタン冠 (1 歯につき)	
M011-2 レジン前装ケダン型(1 歯につき) M015 非金属歯冠修復(1 歯につき)	66 点
MU15 升金属圏型修復 (1圏につき) 1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(1) 単純なもの (2) 複雑なもの	29 点
	40
	o . <del>I.</del>
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
② 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

1 前歯 CAD/CAM冠用材料(IV) 388 点 2 小臼歯 (1) CAD/CAM冠用材料(I) 181 点 (2) CAD/CAM冠用材料(Ⅱ) 163 点 3 大臼歯 (1) CAD/CAM冠用材料 (Ⅲ) 316 点 注 CAD/CAM冠用材料 (Ⅲ) を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算 定する。 (2) CAD/CAM冠用材料(V) 615 点 M015-3 CAD/CAMインレー (1歯につき) 1 小臼歯 (1) CAD/CAM冠用材料(I) 181 点 (2) CAD/CAM冠用材料(II) 163 点 2 大臼歯 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ) 316点 注 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算 定する。 M016 乳歯冠 (1歯につき) 1 乳歯金属冠 30 点 2 その他の場合 乳歯に対してジャケット冠を装着する場合 [次の材料料と人工歯料との合計により算定する。] 1 歯につき 1点 M016-3 既製金属冠 (1歯につき) 29 点 M017 ポンティック (1歯につき) 1 鋳造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大臼歯 1,337点 口 小臼歯 1007点 (2) 銀合金 大臼歯・小臼歯 58 点 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 イ 前歯 803 点 口 小臼歯 1,007点 ハ 大臼歯 1,337点 (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 74 点 74点 口 小臼歯 ハ 大臼歯 74 点 M017-2 高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) 1,629 点 M018 有床義歯

M015-2 CAD/CAM冠(1歯につき)

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯(1床につき)	
(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9歯から11歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7点
2 総義歯 (1顎につき)	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯(1床につき)	7
[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯(1床につき)	37 点
M020 鋳造鉤 (1個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イー大・小臼歯	2,175 点
ロー犬歯・小臼歯	1,770 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	1,770 点
ロー犬歯・小臼歯	1,359点
ハ 前歯(切歯)	1,046 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,069点
ロー犬歯・小臼歯	836 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イー大臼歯	734 点
ロー犬歯・小臼歯	638 点
ハー前歯(切歯)	592 点
3 鋳造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤(1個につき)	
1 不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	1,026 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	793 点
M021-2 コンビネーション鉤( $1$ 個につき)	
1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び	特殊鋼を用いた場
合	
(1) 前歯	296 点
(2) 犬歯・小臼歯	319 点
(3) 大臼歯	367 点
2 鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を	用いた場合
(1) 前歯	30 点
(2) 犬歯・小臼歯	30 点
(3) 大臼歯	30 点
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料(1 歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	733 点
ロー小臼歯・前歯	537 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	46 点
ロー小臼歯・前歯	34 点
(キーパー)	
1個につき	233 点
M023 バー (1個につき)	

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)1,714 点(2) 鋳造用コバルトクロム合金18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合(1顎につき)

1 シリコーン系166 点2 アクリル系99 点

# 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」 (令和6年3月5日保医発0305第11号)の一部改正について

1 別表1のIの「手術」の「レーザー手術装置(I)」及び「レーザー手術装置(III)」の項を次のように改める。

特定診療		定義			) A A
報酬算定医療機器	薬事承認上の位置付け		その他	対応する診療 報酬項目	
の区分	類別	一般的名称	の条件	11/	
レーザー 手術装 (I)	機具医焼粉器	炭酸スエ色ネザーエホパアル銅色カダへKリファーン はいいいいに 大きない かいいいい がっしょう かいいいい がい かい	レに織又がも一よのは可のがり凝切能の組固開な	K841 -2	経レ前除・素散的一切術
レーザー	機 具 理療 異 素 具	体内挿入式レーザ結石破砕装置	経皮的尿	K781	経 尿 道 的 尿 路 結 石 除去術
手術装置 (Ⅲ)	機 械 器 具 (31) 医療 用 焼灼器	色素レーザ ホルミウム・ヤグレーザ パルスホルミウム・ヤグレーザ 色素・アレキサンドライトレーザ ツリウム・ヤグレーザ 光ファイバレーザ	路結石破砕が可能なもの	K798	膀胱結石、 異物摘出 術 3 レに いに るもの

「特定保険医療材料の定義について」 (令和6年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの007(1)①を次のように改める。
  - ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系血管内超音波カテーテル」、「中心循環系血管内超音波カテーテル」又は「中心循環系血管内近赤外線カテーテル」であること。
- 2 別表のⅡの007(2)を次のように改める。
  - (2) 機能区分の考え方

血管拡張用のバルーンの有無、プローブの口径及び近赤外線分光法機能の有無により、標準(2区分)、バルーン付(2区分)及び近赤外線分光 法機能付(1区分)の合計5区分に区分する。

- 3 別表のⅡの007(3)④の次に次を加える。
  - ⑤ 近赤外線分光法機能付 近赤外線分光法を用いて、血管壁の脂質コアプラークを検出し、画像情報を 診断する機能を有すること。
- 4 別表のⅡの 230 の次に次を加える。
  - 231 消化器用瘻孔形成補綴材留置システム 定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51) 医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「膵臓用瘻孔形成補綴材」及び「経消化管胆道ドレナージステント」であること。
- (2) 次のいずれにも該当すること。
  - ア 経胃又は経十二指腸的な内視鏡治療により、消化管壁と嚢胞壁の間に 瘻孔を形成することを目的として使用する膵臓用瘻孔形成補綴材留置 システム(デリバリーカテーテルを含む)であること。
  - イ 経胃又は経十二指腸的な内視鏡治療により、消化管壁と胆嚢壁の間に 瘻孔を形成することを目的として使用する経消化管胆道ドレナージス テント(デリバリーカテーテルを含む)であること。
- (3) デリバリーカテーテルについては、瘻孔形成部位を穿孔し、当該部位に 補綴材を留置する機能を有していること。

- 5 別表のⅡの231の次に次を加える。
  - 232 鉱物由来非吸収性局所止血材 定義

次のいずれも満たすこと。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「非吸収性局所止血材」であること。
- (2) 内視鏡的に消化管内へ挿入し、非静脈瘤性消化管出血の止血を目的として使用する鉱物由来の非吸収性局所止血材であること。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について (傍線の部分は改正部分)

	- (傍線の部分は改止部分
   改 正 後	<b>改</b> 正 前
以 止 仮	文 正 刊
別添 1	別添 1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第1部~第2部 (略)	第1部~第2部 (略)
第3部 検査	第3部 検査
1~18 (略)	1~18 (略)
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
時間外緊急院内検査加算~D004 (略)	時間外緊急院内検査加算~D004 (略)
D004-2 悪性腫瘍組織検査	D004-2 悪性腫瘍組織検査
(1)~ (15) (略)	(1)~ $(15)$ (略)
(16) RAS 遺伝子野生型の治癒切除不能な進行・再発の結腸・直	(新設)
腸癌における DNA メチル化検出検査は、当該疾患における治	
療薬の選択の補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得	
ている体外診断用医薬品を用いて、リアルタイム PCR 法によ	
り DNA メチル化状態の検出を行った場合に、本区分の「1」	
の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもの	
の所定点数を準用し、患者1人につき1回に限り算定する。	
D005~D025 (略)	D005~D025 (略)
第2款 検体検査判断料	第2款 検体検査判断料
第3節 生体検査料	第3節 生体検査料
D200~D204 (略)	D200~D204 (略)
D206 心臓カテーテル法による諸検査	D206 心臓カテーテル法による諸検査
$(1)\sim(7)$ (略)	$(1)\sim(7)$ (略)

(8) 急性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有する患者又は慢性 冠症候群であって罹患枝を2つ以上有し、かつ糖尿病、慢性腎 臓病、高コレステロール血症のうちいずれか2つ以上を満たす 患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、血管内 近赤外線分光法検査を行った場合に、本区分「注3」の所定点 数を準用して算定する。なお、血管内超音波装置、血管内光断 層撮影又は血管内近赤外線分光法検査を併せて実施した場合に は、主たるもののみ算定できる。

D207~D325 (略)

第4節 (略)

第4部~第9部 (略)

第 10 部 手術

1~26 (略)

第1節 手術料

第1款~第8款 (略)

第9款 腹部

 $K635\sim K703-2$  (略)

<u> K705</u> 膵嚢胞胃(腸)バイパス術

関連学会の定める適正使用指針を遵守し、消化器用瘻孔形成補 綴材留置システムを用いて、経胃又は経十二指腸的に内視鏡下胆 嚢ドレナージ術を実施した場合は、本区分の「1」の所定点数を 準用して算定する。

 $K709-2\sim K743-5$  (略)

第10款 (略)

第11款 性器

 $K828-2\sim K838-2$  (略)

K841-2 経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術

(1) • (2) (略)

(3) <u>ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザ(グリーンレーザ)</u> <u>ダイオードレーザ又は光ファイバレーザ</u>による経尿道的 前立腺蒸散術を行った場合には、「1」に掲げる所定点数 を算定する。 (新設)

D207~D325 (略) 第4節 (略) 第4部~第9部 (略) 第10部 手術 1~26 (略) 第1節 手術料 第1款~第8款 (略) 第9款 腹部 K635~K703-2 (略)

 $K709-2\sim K743-5$  (略)

第10款 (略)

第11款 性器

 $K828-2\sim K838-2$  (略)

K841-2 経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術

(1) • (2) (略)

(3) <u>ネオジウム・ヤグ倍周波数レーザ(グリーンレーザ)又はダイオードレーザ</u>による経尿道的前立腺蒸散術を行った場合には、「1」に掲げる所定点数を算定する。

K841-3~K913-2 (略) 第13款 手術等管理料

 $K914 \sim K917 - 5$  (略)

第2節 (略)

第3節 手術医療機器等加算

K930~K938 (略)

K939 画像等手術支援加算

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 区分番号K558、K567の3、K576の1、K576の2、K579-2の2、K580の2、K582の3、K583の1、K579-2の2、K580の2、K582の3、K583の1、K583の3、K584の2、K585及びK587に掲げる手術に当たって、関連学会の定める対象疾患の選定指針に合致する先天性心疾患患者に対し、マルチスライスCT画像情報を基に作製された実物大心臓3Dモデルによる手術計画立案の支援を行った場合に、区分番号「K939」画像等手術支援加算の「2」実物大臓器立体モデルによるものの所定点数の9回分を合算した点数を準用して算定する。なお、診療報酬明細書の摘要欄に医学的な必要性を記載すること。

 $K939-2\sim K939-9$  (略)

第11部~第14部 (略)

第3章 (略)

K841-3~K913-2 (略) 第13款 手術等管理料 K914~K917-5 (略) 第2節 (略) 第3節 手術医療機器等加算 K930~K938 (略) K939 画像等手術支援加算 (1)~(4) (略) (新設)

K939-2~K939-9 (略) 第11部~第14部 (略)

第3章 (略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について (傍線の部分は改正部分)

### 改 正 後 改正 Ⅰ 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「┃Ⅰ 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「 - 算定方法告示」という。) 別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 | - 算定方法告示」という。) 別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1 • 2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除 く。) に係る取扱い く。) に係る取扱い $001\sim006$ (略) $001 \sim 006$ (略) 007 血管内超音波プローブ 007 血管内超音波プローブ $(1)\sim(2)$ (略) (1)~(2) (略) (3) 近赤外線分光法機能付は、急性冠症候群であって罹患枝を2つ (新設) 以上有する患者又は慢性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有し 、かつ糖尿病、慢性腎臓病、高コレステロール血症のうちいずれ か2つ以上を満たす患者に対し、関連学会の定める適正使用指針 に従って使用した場合に限り、算定できる。 $009\sim230$ (略) $009 \sim 230$ (略) 231 消化器用瘻孔形成補綴材留置システム (新設) 消化器用瘻孔形成補綴材留置システムは、関連学会の定める適正 使用指針を遵守して使用した場合に限り算定できる。 232 鉱物由来非吸収性局所止血材 (新設) (1) 鉱物由来非吸収性局所止血材は、消化器内視鏡的止血術におい て、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り 算定できる。なお、使用に当たっては、その医学的必要性を診療 報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (2) 鉱物由来非吸収性局所止血材は、1回の手術に対し原則として

20g まで算定できる。1回の手術で20g を超える量を使用する場合は、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- (3) 鉱物由来非吸収性局所止血材は、消化器内視鏡検査(生検を実施する場合を含む。)において使用した場合は算定できない。
- (4) デリバリーシステムの費用は本区分の材料価格に含まれる。

 $4 \sim 6$  (略)

II ~IV (略)

 $4 \sim 6$  (略)

Ⅱ~Ⅳ (略)

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」 (令和6年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

			部分は改止部分)
改 正 後		現 行	
(別紙1)		(別紙1)	
材料料		材料料	
M002 支台築造		M002 支台築造	
(支台築造の保険医療材料料(1歯につき))		(支台築造の保険医療材料料(1歯につき))	
ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と	使用した本数分	ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と	:使用した本数分
のファイバーポスト料との合計により算定する。		のファイバーポスト料との合計により算定する。	
1 間接法		1 間接法	
(1) メタルコアを用いた場合		(1) メタルコアを用いた場合	
イ 大臼歯	99 点	イ 大臼歯	98 点
ロ 小臼歯・前歯	62 点	ロ 小臼歯・前歯	61 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M005~M009 (略)		M005~M009 (略)	
M010 金属歯冠修復(1個につき)		M010 金属歯冠修復(1個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) インレー		(1) インレー	
複雑なもの	<u>1,884 点</u>	複雑なもの	<u>1,784 点</u>
(2) 4分の3冠	<u>2,355 点</u>	(2) 4分の3冠	<u>2,229 点</u>
2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	397 点	a 単純なもの	<u>388 点</u>
b 複雑なもの	<u>733 点</u>	b 複雑なもの	<u>718 点</u>

ロ 「八の 4 写	000 E	7 FA015	002 년
ロ 5分の4冠	923 点	ロ 5分の4冠	<u>903 点</u>
ハ全部金属冠	<u>1,161 点</u>	ハー全部金属冠	<u>1,137 点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	270 点	a 単純なもの	264 点
b 複雑なもの	537 点	b 複雑なもの	526 点
ロ 4分の3冠	663 点	ロ 4分の3冠	649 点
ハ 5分の4冠	663 点	ハ 5分の4冠	<u>649 点</u>
二 全部金属冠	831 点	二 全部金属冠	814 点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イインレー		イ インレー	
a (略)		a (略)	
b 複雑なもの	46 点	b 複雑なもの	45 点
口 (略)		口(略)	
ハー全部金属冠	73 点	ハー全部金属冠	<u>72 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	17 点	a 単純なもの	16 点
b (略)		b (略)	
ロ 4分の3冠(乳歯冠を除く。)	42 点	ロ 4分の3冠(乳歯冠を除く。)	<u>41 点</u>
ハ 5分の4冠(乳歯冠を除く。)	42 点	ハ 5分の4冠(乳歯冠を除く。)	<u>41 点</u>
二 (略)		二 (略)	
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 前歯	663 点	(1) 前歯	649 点
(2) 小臼歯	663 点	(2) 小臼歯	649 点
(3) 大臼歯	923 点	(3) 大臼歯	<u>903 点</u>

2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	42 点	(1) 前歯	41 点
(2) 小臼歯	42 点	(2) 小臼歯	41 点
(3) (略)		(3) (略)	
M010-4 根面被覆 (1歯につき)		M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
イ 大臼歯	397 点	イ 大臼歯	388 点
ロ 小臼歯・前歯	270 点	ロー小臼歯・前歯	264 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ (略)		イ (略)	
ロ 小臼歯・前歯	17 点	ロー小臼歯・前歯	16 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	<u>1,035 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,014 点
2 銀合金を用いた場合	<u>118 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>117 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1歯につき)		M017 ポンティック $(1$ 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,337 点</u>	イの大臼歯	<u>1,309点</u>
ロー小臼歯	<u>1,007 点</u>	ロー小臼歯	986 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	58 点	大臼歯・小臼歯	57 点
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	$\Rightarrow$	(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	7
イが前歯	803 点	イが歯	<u>787 点</u>
口 小臼歯	1,007点	口小臼歯	986 点
ハー大臼歯	<u>1,337 点</u>	ハー大臼歯	1,309 点

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イが歯	74 点	イが歯	<u>73 点</u>
口 小臼歯	74 点	ロー小臼歯	
ハー大臼歯	74 点	ハー大臼歯	<u>73 点</u>
M017-2~M019 (略)		M017-2~M019 (略)	
M020 鋳造鉤(1個につき)		M020 鋳造鉤(1個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>2,175 点</u>	イ 大・小臼歯	2,045 点
ロー犬歯・小臼歯	1,770 点	ロー犬歯・小臼歯	1,664 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤(レストつき)	
イ 大臼歯	1,770 点	イ 大臼歯	1,664 点
ロー犬歯・小臼歯	1,359点	ロー犬歯・小臼歯	<u>1,278 点</u>
ハ 前歯(切歯)	1,046 点	ハ 前歯(切歯)	984 点
2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,069点	イ 大・小臼歯	1,047 点
ロー犬歯・小臼歯	836 点	ロー犬歯・小臼歯	818 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤(レストつき)	
イー大臼歯	<u>734 点</u>	イ 大臼歯	<u>718 点</u>
ロー犬歯・小臼歯	638 点	ロー犬歯・小臼歯	625 点
ハ 前歯(切歯)	<u>592 点</u>	ハ 前歯(切歯)	<u>579 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤(1個につき)		M021 線鉤(1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14 カラット金合金		2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	1,026 点	(1) 双子鉤	<u>965 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	793 点	(2) 二腕鉤(レストつき)	<u>746 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)	

1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤	1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金 12%以上)、線鉤
に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
(1) 前歯 296 点	(1) 前歯 <u>290 点</u>
(2) 犬歯・小臼歯 <u>319 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯 <u>312 点</u>
(3) 大臼歯 <u>367 点</u>	(3) 大臼歯 <u>359 点</u>
2 (略)	2 (略)
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)
1 (略)	1 (略)
2 キーパー付き根面板	2 キーパー付き根面板
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と
の合計により算定する。	の合計により算定する。
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)
イ 大臼歯 733 点	イ 大臼歯 718 点
ロ 小臼歯・前歯 <u>537 点</u>	ロ 小臼歯・前歯 <u>526 点</u>
(2) 銀合金	(2) 銀合金
イ 大臼歯 46 点	イ 大臼歯 45 点
口 (略)	口 (略)
(キーパー) (略)	(キーパー) (略)
M023 バー (1個につき)	M023 バー (1個につき)
1 鋳造バー	1 鋳造バー
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,714 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上) <u>1,678 点</u>
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
M030 (略)	M030 (略)

# 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和6年3月5日保医発0305第11号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

						1			(1)方形	取り部分(	は改止部分		
改 正 後					改 正 前								
(別表1)	(別表1)						(別表1)						
I 医科点	I 医科点数表関係						I 医科点数表関係						
医学管理等							医学管理等~処置 (略)						
手術						手術							
特定診療 報酬算定 医療機器 の区分	定義			対応する診療 報酬項目		特定診療 報酬算定 医療機器	定義						
	薬事承認上の位置付け その他						薬事承認上の位置付け		その他	対応する診療 報酬項目			
	類別	一般的名称	の条件	平区川で気 口		の区分	類別	一般的名称	の条件	TKDII' A LI			
レーザー 手術装置 ( I )	機械器具( 31)医療用 焼灼器	炭ザネ・エザ色ネ・数一一エヤホヤパが ジグシ レジグー化 ビレミレスス ミレマ 一ミ倍ザ炭 ウーウーホレーカーレ ザカ周 素 ムザムザルス	レに織又がもがりというがものがある。	K841- 2	経的ザ立除散道一前切蒸	レーザー 手術装置 ( I )	機械器具( 31)医療用 焼灼器	炭ザネ・エザ色ネ・数一一エヤホヤパ酸 オヤキ 素オヤレ酸ザルグルグルス ミレマ ーミ倍ザ炭 ウーウーホレー カザー ムガー ムボー	レに織又がもでは頭切能の	K841- 2	経的ザ立除散道一前切蒸		

		ウーアリザル銅色サレクーダーへドザKツグ光ーウーアリザル銅色サレクーダーへドザKツグ光ー・ゴト 一気・ドザプ オ ウウ Pウーァグ・レーレイ ン ド・レ ー・バグ・レー・レイ ン ド・レー・バクー ザザキト レ カー ザヤーレ						ウーアリザル銅色サレクーダーへドザKツグ(カザルプ ビ蒸素ンーリザイザリミ Tリレ新・ ゴト 一気・ドザプ オ ウウ Pウー設グ・レ レレアラ ト ー ムム レムザ)グ・レ ーーレイ ン ド・レ ー・			
レーザー 手術装置 (Ⅲ)	機械器具( 12)理学診 療用器具	体内挿入式レ ーザ結石破砕 装置	経皮的尿 路結石破 砕が可能 なもの	K781	経尿道 的尿路 結石除 去術	. レーザー 手術装置 (Ⅲ)	機械器具( 12)理学診 療用器具	体内挿入式レ ーザ結石破砕 装置	経皮的尿 路結石破 砕が可能 なもの	K781	経尿道 的尿路 結石除 去術
	機械器具( 31)医療用 焼灼器	色素レーザ ホルミウム・ ヤグレーザ パルスホルミ ウム・ヤグレ ーザ		K798	膀胱結 石、摘 術 3 レ ーザー		機械器具( 31)医療用 焼灼器	色素レーザ ホルミウム・ ヤグレーザ パルスホルミ ウム・ヤグレ ーザ		K798	膀胱結 石、類 物摘出 術 3 レ ーザー

色素・アレキ サンドライト レーザ ツリウム・ヤ グレーザ <u>光ファイバレ</u> ーザ	による もの	色素・アレキ サンドライト レーザ ツリウム・ヤ グレーザ (新設)		による もの			
<u>一ザ</u>   <u>一ザ</u>   <u>一ザ</u>   麻酔~放射線治療 (略)	<u></u>						
Ⅲ 歯科点数表関係 (略)		Ⅲ 歯科点数表関係 (略)					

## 「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後

(別表)

I (略)

第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及び その材料価格

001~006 (略)

007 血管内超音波プローブ

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及 び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系血管内 超音波カテーテル」、「中心循環系血管内超音波カテーテル」 又は「中心循環系血管内近赤外線カテーテル」であること。
- ② (略)
- (2) 機能区分の考え方

血管拡張用のバルーンの有無、プローブの口径及び近赤外線分 光法機能の有無により、標準(2区分)、バルーン付(2区分) 及び近赤外線分光法機能付(1区分)の合計5区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

⑤ 近赤外線分光法機能付 近赤外線分光法を用いて、血管壁の脂質コアプラークを検出 し、画像情報を診断する機能を有すること。

 $008\sim230$  (略)

231 消化器用瘻孔形成補綴材留置システム 定義

改正前

(別表)

I (略)

Ⅲ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から Ⅲ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から 第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及び その材料価格

001~006 (略)

007 血管内超音波プローブ

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及 び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系血管内 超音波カテーテル」又は「中心循環系血管内超音波カテーテル 」であること。
- ② (略)
- (2) 機能区分の考え方

血管拡張用のバルーンの有無及びプローブの口径により、標準 (2区分)及びバルーン付(2区分)の合計4区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

 $(1)\sim(4)$  (略)

(新設)

 $008 \sim 230$ (略)

(新設)

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51) 医療用嘴管及び体 液誘導管」であって、一般的名称が「膵臓用瘻孔形成補綴材」及 び「経消化管胆道ドレナージステント」であること。
- (2) 次のいずれにも該当すること。
  - ア 経胃又は経十二指腸的な内視鏡治療により、消化管壁と嚢胞壁の間に瘻孔を形成することを目的として使用する膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム(デリバリーカテーテルを含む)であること。
  - イ 経胃又は経十二指腸的な内視鏡治療により、消化管壁と胆嚢 壁の間に瘻孔を形成することを目的として使用する経消化管胆 道ドレナージステント(デリバリーカテーテルを含む)である こと。
- (3) デリバリーカテーテルについては、瘻孔形成部位を穿孔し、当該部位に補綴材を留置する機能を有していること。
- 232 鉱物由来非吸収性局所止血材

定義

次のいずれも満たすこと。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「非吸収性局所止血材」であること。
- (2) 内視鏡的に消化管内へ挿入し、非静脈瘤性消化管出血の止血を 目的として使用する鉱物由来の非吸収性局所止血材であること。

Ⅲ~IX (略)

(新設)

Ⅲ~IX (略)